

第 11 期 取締役会の実効性評価結果の概要

当社は、取締役会の機能の向上を図るため、定期的に取り締役会の実効性評価を実施することとしております。2026 年 6 月期（第 11 期）の取締役会に関する実効性評価の結果の概要は以下のとおりです。

1. 評価方法

指名・報酬諮問委員会において 2026 年 6 月期取締役会実効性評価アンケートの内容を審議のうえ、2026 年 6 月に取締役 6 名及び監査役 3 名に対して、①取締役会の構成、②取締役会の運営・審議、③取締役会の支援体制を評価項目（大項目）とする自由記述欄を含むアンケートを実施しました。アンケートの結果をもとに、指名・報酬諮問委員会及び監査役会においてそれぞれ審議を行い、これらの議論を踏まえ、2026 年 8 月 26 日開催の取締役会において、取締役会の実効性評価を確定しました。

2. 評価結果の概要

前回の取締役会実効性評価の結果を踏まえた第 11 期の主な取組みは以下のとおりです。

(1) 中期経営計画の進捗状況のモニタリング

各種投資案件の検討や富士山三島工場の稼働状況の視察等を行ったほか、2026 年 7 月に開示した新たな中期経営計画の検討段階において社外役員に構想内容を共有し、意見交換する機会を設けました。

(2) 取締役会での審議の充実に向けた体制整備

取締役会からの諮問を受けた指名・報酬諮問委員会において、監査等委員会設置会社への移行について、継続審議を行いました。

これらの取組みの結果、今回のアンケートにおいては、各評価項目について「十分・適切である」又は「概ね十分・適切である」との評価となり、当社の取締役会の実効性は全体として確保されていると評価しました。一方で、継続的に取り組むべき課題として、重要な意思決定に係る案件について、事前の情報提供及び審議時間の確保をより一層充実させる必要性が認識されました。

3. 第 12 期における取締役会の実効性向上に向けた取組み

上記の評価結果を踏まえ、当社としては、監査等委員会設置会社への移行を機に、権限移譲の見直しを進め、経営戦略、中期経営計画等の重要議題の審議により一層集中できる環境整備を進めてまいります。また、個別の案件に係る事前の説明内容をより充実させ、取締役会においてより深い議論ができるよう努めてまいります。中長期的な課題

としては、取締役会の専門性、多様性の向上に向けた議論を継続して行ってまいります。

当社は、今回の取締役会の実効性評価の結果を踏まえ、引き続き取締役会の機能向上に取り組んでまいります。

以上